

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案								
<table border="1" data-bbox="152 260 1106 347"> <tr> <th>項 目</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>Ⅱ－３－８ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</td><td></td></tr> </table> （中略） Ⅱ－３－８ 本人確認、疑わしい取引の届出 Ⅱ－３－８－１ 意義 少額短期保険業者が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。 Ⅱ－３－８－２ 管理体制 「総合指針Ⅱ－３－９－２ ＜本人確認、疑わしい取引の届出＞ 管理体制」に準じて取扱うものとする。 Ⅱ－３－８－３ 監督手法・対応 本人確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。 （以下略）	項 目	頁	Ⅱ－３－８ 本人確認、疑わしい取引の届出義務		<table border="1" data-bbox="1137 260 2094 347"> <tr> <th>項 目</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>Ⅱ－３－８ 取引時確認、疑わしい取引の届出義務</td><td></td></tr> </table> （中略） Ⅱ－３－８ 取引時確認、疑わしい取引の届出 Ⅱ－３－８－１ 意義 少額短期保険業者が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。<u>また、F A T F 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</u> Ⅱ－３－８－２ 主な着眼点 「総合指針Ⅱ－３－９－２ ＜取引時確認、疑わしい取引の届出＞ <u>主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。 Ⅱ－３－８－３ 監督手法・対応 取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。 （以下略）	項 目	頁	Ⅱ－３－８ 取引時確認、疑わしい取引の届出義務	
項 目	頁								
Ⅱ－３－８ 本人確認、疑わしい取引の届出義務									
項 目	頁								
Ⅱ－３－８ 取引時確認、疑わしい取引の届出義務									